

平成30年度 山口県文書館古文書実践講座テキスト

3 中世～近世の武家文書を読む (2)

―永田秘録「諸家証文写」―

東
縣

東
縣

東
縣

東
縣

東
縣

東

東
縣

中氣好也... 分... 一... 氣...
... 氣... 氣... 氣... 氣... 氣...
... 氣... 氣... 氣... 氣... 氣...
... 氣... 氣... 氣... 氣... 氣...
... 氣... 氣... 氣... 氣... 氣...
... 氣... 氣... 氣... 氣... 氣...
... 氣... 氣... 氣... 氣... 氣...
... 氣... 氣... 氣... 氣... 氣...
... 氣... 氣... 氣... 氣... 氣...
... 氣... 氣... 氣... 氣... 氣...

山... 部... 與...
... 部... 與...

山... 部... 與...
... 部... 與...
... 部... 與...
... 部... 與...

今... 部... 與...
... 部... 與...
... 部... 與...
... 部... 與...

溪海之流... 氣色... 身之...

丁巳年

武建

潘浦

山行...

山行... 涉... 沙... 蜀... 王...

潘浦

陸應龍

陶氏法字

集

酒

乙酉秋陸

新

正

之文十九年十一月廿七

山在何處

予亦知子之志以管平後法重經
今世思之北無所是法如之子
之樂斯好也者言有象象如者深
則身存也矣亦法之入後子之
法可也也中 予之志也也也
為法也也也也對部也也也
為也也也也也也也也也也也

洛亦如也

十

墨馬

自程

陸世

山藤小也也也

少司、主、年、造、改、自、清、利、
為、平、日、活、動、之、中、於、自、是、
門、外、之、九、萬、一、所、破、
露、水、如、之、以、服、前、日、之、令、
且、之、以、

修、
十一、空、後、刑、

乃、子、毛、

國、日、大、家、之、友、
需、金、之、事、也、
史、之、也、也、也、
史、之、也、也、也、

史、後、

少休之如乞老知以分其行
余亦即有保一何存之何故
在友之捨在乞女家獲訪角
吾鄉曰付一陽官領事謝其和
其計或非是地也乎一也
封自水乞泉以邊捕去下地云
古者御之如遠下之乞道也
如乞人極其妨之成之乞乞乞

水保武
了了了
志門尺重屯
乞保科

聖心在重屯
乞親有

兒女之書

張學良

西月夜

之桐

杜厚

山行

昔方悲旅子，自復忘信來。

披雪信，雪成沙，分

信使部，定吏人，甚對部代。

沙江中，與沙江，甚佳沙

江，即部吏，了結，在子，

所要，分，之，信，

張學良

十二月

志

張學良

翠金余亦

之在羽

少日有集也

定在之收气

之相 齋

齋

長門國原東郡之保野村內

拾名之國原校部吾部田村

八幡宮領中洲部石田村

同原國政部部与田保之内

拾名之是地心之与中全不知

以之於其伴

大和武平九月十日輝光清野

山線之水也

揮毫

沛

長引多東部 東部府縣
頗公文職 廿分 了 封書方
山江行 依山 西 伴 派 与 办 生
与 他 地 國 多 道 漸 要 办 物 之 生
有 及 方 成 任 是 國 與 人 介 漢 一
可 道 之 生 一 年 与 安 之 生 能 一
了 一 生 之 一 生 一

之 東

完 玉 之 生 壽 財

外 月 台

之 良 漸

梁 在 揚 州 助

之 良 漸

梁 在 揚 州 助

之 良 漸

此系江清到... 封... 物... 没... 主... 时...

也... 之... 分

八月二十

元史... 翻

史... 卷... 七... 卷... 七

元史... 翻

桂... 卷... 七

元史... 翻

新... 卷... 七
中... 卷... 七
是... 卷... 七

三月廿四日清州府其行心河は文
識せしむる事なり程の事なり
中書未だ其行心河は文物好意
中書源をいひて元後始に文書
亦用下し其換郵外に之をいふ
新しむる人各に其行心河は文
行書公事及古より元後始に文書
之なり

四月六日

了
元長卿

心河は文物好意

如法

山陰王叔文
公相守
公慶

少林披公家存書守公文微多
三三三及叔友一通之
P 親 上上清公明公清地
第一事也返相網銀子今在
落公之亦好也若書書林

一函下
不如有
拾級上
何之
以好
收
公慶
上

